

一興亞院官制
一興亞院連絡部官制
一文官任用令中改正ノ件
一奏任文官特別任用令中改正ノ件
一興亞院調査官ノ特別任用ニ關スル件
一大正三年勅令第二百六十二號任用分限又
ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セサル文
官ニ關スル件中改正ノ件
右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ
ラレムコトヲ請フ

昭和十三年十一月二十一日

内閣總理大臣公爵近衛文磨

勅令第

號

興亞院官制

第一條 支那事變中内閣總理大臣ノ管理ノ下ニ興亞院ヲ置キ左ノ

事務ヲ掌ラシム但シ外交ニ關スルモノハ之ヲ除ク

一 支那事變ニ當リ支那ニ於テ處理ヲ要スル政治、經濟及文化

ニ關スル事務

二 前號ニ掲グル事項ニ關スル諸政策ノ樹立ニ關スル事務

三 支那ニ於テ事業ヲ爲スヲ目的トシテ特別ノ法律ニ依リ設立
セラレタル會社ノ業務ノ監督及支那ニ於テ事業ヲ爲ス者ノ支

那ニ於ケル業務ノ統制ニ關スル事務

四 各廳ノ支那ニ關係スル行政事務ノ統一保持ニ關スル事務

第二條 興亞院ニ左ノ職員ヲ置ク

總裁

副總裁

四人

總務長官

一人

勅任

部長

三人

勅任

祕書官

專任一人

奏任

書記官

專任八人

奏任

調査官

專任十八人

奏任

事務官

專任十八人

奏任

技師

專任六人

奏任 爲内一人ヲ勅任ト

通譯官

專任一人

奏任

理事官

專任二人

奏任

屬

專任五十五人

判任

技手

專任十人

判任

通譯生

專任二人

判任

總務長官ニハ親任官ノ待遇ヲ賜フ

第三條 前條ノ職員ノ外内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等

官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第四條 興亞院ニ總裁官房及左ノ三部ヲ置ク

政務部

經濟部

文化部

興亞院ニ別ニ技術部ヲ置クコトヲ得之ヲ置キタル場合ニ於テ其ノ部ノ長ハ勅任技師ヲ以テ之ニ充ツ

總裁官房及各部ノ事務ノ分掌ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

第五條 第一條ノ事務ニ關スル重要事項ニ付關係各廳間ニ於ケル事務連絡處理ノ爲興亞院ニ連絡委員會ヲ附置ス

連絡委員會ハ會長及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス會長ハ總務長官ヲ以テ之ニ充テ委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

連絡委員會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ院務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ統督シ判任官ノ進退ヲ專行ス

第七條 副總裁ハ外務大臣、大藏大臣、陸軍大臣及海軍大臣ヲ以テ之ニ充ツ總裁ヲ輔佐ス

第八條 總務長官ハ總裁及副總裁ヲ佐ケ院務ヲ掌理ス

第九條 部長及技術部ノ長ハ上官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第十條 祕書官ハ總裁ノ命ヲ承ケ機密ニ關スル事務ヲ掌ル

第十一條 書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十二條 調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査、審査及立案ヲ掌ル

第十三條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十四條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十五條 通譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ翻譯及通辯ヲ掌ル

第十六條 理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第十七條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十八條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第十九條 通譯生ハ上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯及通辯ニ從事ス

第二十條 興亞院ニハ別ニ定ムル所ニ依リ必要ノ地ニ連絡部ヲ置

ク

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

興亞院連絡部官制

第一條 興亞院連絡部ハ支那ニ於ケル興亞院ノ事務ノ連絡ヲ掌ル
連絡部ヲ置ク地並ニ各連絡部ノ名稱及擔任區域ハ内閣總理大臣
之ヲ定ム

第二條 各連絡部ニ左ノ興亞院職員ヲ置ク但シ連絡部ニ依リ其ノ
一部ヲ缺クコトヲ得

連絡部長官 勅任

連絡部次長 勅任

書記官

調査官

事務官

技師

通譯官

理事官

屬

技手

通譯生

連絡部ニ屬セシムベキ調査官ハ之ヲ勅任ト爲スコトヲ得

各連絡部ニ屬セシムベキ前二項ノ職員ノ定員ハ別ニ之ヲ定ム

第一項ノ職員ノ外各連絡部ニ興亞院官制第三條ノ規定ニ依ル事務官ヲ置ク

第三條 各連絡部ニ參與ヲ置キ部務ニ參與セシム

連絡部參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 各連絡部ノ分課ハ興亞院總裁ノ認可ヲ受ケ連絡部長官之ヲ定ム

第五條 連絡部長官ハ興亞院總裁ノ命ヲ承ケ部務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指揮監督ス

第六條 連絡部次長ハ連絡部長官ヲ輔佐シ部務ヲ掌理ス

第七條 内閣總理大臣ハ必要ノ地ニ連絡部ノ出張所ヲ置クコトヲ得

第八條 連絡部長官及出張所ノ長ハ軍事及警備ニ關係ヲ有スル事

項ニ付テハ各其ノ地方ニ於ケル陸軍及海軍ノ最高指揮官ノ區處
ヲ受ク

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

文官任用令中左ノ通改正ス

第三條ノ二中「企畫院部長」ノ次ニ左ノ如ク加フ

興亞院總務長官

興亞院部長

興亞院連絡部長官

興亞院連絡部次長

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス

「企畫院理事官」ノ次ニ「興亞院理事官」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

興亞院調査官ハ其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ
高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

大正二年勅令第二百六十二號中左ノ通改正ス

第二條中「企畫院調査官、」ノ下ニ「興亞院調査官、」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

595

596

一外務省官制中改正ノ件
一拓務省官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付

セラレムコトヲ請フ

昭和十三年十一月二十一日

内閣總理大臣公爵近衛文磨

